

# 全養協通信

平成20年7月11日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

## 厚生労働省・国の動き

### 1. 児童福祉法等一部改正案、審議未了により廃案（6月20日） ～ 厚生労働省 秋の臨時国会で法案を再提出予定 ～

第169回通常国会は去る6月20日に衆参両院本会議において会期末処理を行い、終了しました。未成立法案は25本ありましたが、継続審議の手続きを行わず、すべて廃案となり、「児童福祉法等の一部を改正する法律案」についても廃案となりました。

同法案の今後の運びとしては、次の臨時国会に、施行日などを修正したうえで再度、上程するものと思われま

す。このことによって、公布から6か月を超えない範囲内で政令で定めるとされた、次世代育成支援対策推進法の一部改正、平成21年1月1日からの里親制度の見直し等、法律の施行が遅れると予想されます。

同法律案の審議経過は、次のとおりです。

- 5月28日 第17回衆議院厚生労働委員会にて、参考人意見を聴取。質疑ののち、付帯決議とともに全会一致可決。
- 5月29日 衆議院本会議にて付帯決議とともに全会一致可決。参議院に付託。
- 5月29日 参議院受理（審議せず）
- 6月20日 衆参両院本会議において廃案。

### 2. 厚生労働省・施設の小規模化推進にかかわる要件緩和等の 通知発出（6月27日）

#### ～ 小規模グループケア・1 本体施設につき2 か所まで実施可能 ～

厚生労働省では、施設の小規模化の推進にかかわり、小規模グループケア、小規模児童養護施設実施にかかわる要件緩和の通知を6月27日付で、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市の児童福祉主管課あて発出しました。詳細は次のとおりです。

## (1) 小規模グループケア

### 1 本体施設につき2か所まで指定可能

小規模グループケアについては今回の通知により、1 本体施設につき 2 か所までの実施が可能となりました。小規模グループケアの複数実施は、全養協が厚生労働省に予算要望を行っていたものです。

### 経過措置については、平成21年3月で終了

また、同時に発出された事務連絡通知により、平成21年3月までとなっている小規模グループケアの人数緩和措置（原則6人 15人まで認める）及び設備（台所・浴室・便所のうち2つまで欠けている場合は改修計画を提出）については、当初予定どおり平成20年度末をもって終了することとしています。

全養協では、平成21年度国家予算要望において、緩和措置を数年間で元に戻す等の措置を求めましたが、厚生労働省からは、「財務省との調整の結果、5年間の経過措置として進められた経緯があり、予算編成上大変難しい」との意見が出されていました。

今回の通知発出により、小規模グループケアは原則6名、1 本体施設につき2か所との考え方が示されました。

## (2) 小規模児童養護施設

### ～ 設置にあたっての参酌基準・2か所目においては定員95% 90%に要件緩和 ～

小規模児童養護施設については、都道府県・指定都市、児童相談所設置市が定める期間内に事業実施の申請を行い、参酌基準により年度ごとに指定することとなっています。

今まで、2か所目の地域小規模児童養護施設設置にあたっては「本体施設の入所率が恒常的に95%を超えており」とされてきましたが、今回の通知発出により廃止となりました。

なお、引き続き1か所目、2か所目とも、「地域小規模児童養護施設に子どもが移っても、本体施設の入所率が90%を下回らないことが望ましいこと」とされています。

## 3 . 厚生労働省・人事異動(7月11日)

### ～ 雇用均等・児童家庭局長 村木厚子氏に ～

7月11日、厚生労働省の人事異動が発令され、雇用均等・児童家庭局関係でも異動が行われました。主な方々は次のとおりです。

(敬称略)

氏名	異動後の職	前職
大谷 泰夫	大臣官房長	雇用均等・児童家庭局長
村木 厚子	雇用均等・児童家庭局長	大臣官房審議官
藤井 康弘	社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長	雇用均等・児童家庭局家庭局 家庭福祉課長
藤原 禎一	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長	総務省行政評価局 評価監視官

## 4. 地方分権改革推進要綱（第1次）を決定（5月28日）

### ～ 福祉施設の最低基準・地方公共団体の創意工夫による方策検討を明記 ～

地方分権改革推進委員会は5月28日に「第1次勧告～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」（以下、「第1次勧告」）を公表し、5月30日に福田総理大臣に提出しました。

政府はこれを受け、6月20日に第4回地方分権改革推進本部（本部長：福田総理大臣）において「地方分権改革推進要綱（第1次）」（以下、「推進要綱」）を決定しました。「推進要綱」では、「第1次勧告」を最大限に尊重し地方分権改革の推進に強力に取り組むこととし、具体的には、「推進要綱」の第2により速やかに所要の施策を実施するほか、「新分権一括法案」（仮称）を平成21年度中に国会に提出し、地方分権改革推進計画を策定するための作業に着手するとしています。

#### 地方分権改革推進要綱（第1次）抜粋

##### 第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

###### 1 重点行政分野の抜本的見直し

###### (1) 暮らしづくり分野関係

###### 【福祉施設の最低基準】

保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提として、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。〔厚生労働省〕

###### 2 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

###### (1) 基礎自治体への権限移譲の推進

第1次勧告の第3章で委員会が示した「基礎自治体への権限移譲の方針」を踏まえ、第1次勧告の別紙1「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」に掲げた事務（第1次勧告の第2章で掲げた基礎自治体への権限移譲の事務を含む。）について、都道府県から市町村への権限移譲の検討及びこれに伴う国、都道府県の関与の在り方の見直しを行い、結論を得て計画に盛り込むものとする。

あわせて、都道府県条例による事務処理特例制度の活用を推進するため必要がある場合、関連する個別法令や補助金・負担金制度の見直しを行うものとする。

この間、全社協・全国保育協議会を中心に、第1次勧告への反対表明を分権委員会および国会等へ働きかけてきましたが、その結果、「推進要綱」は「第1次勧告」に比べ、断定的な表し方から、「検討や見直しを行い、結論を得る」というように総じて検討に委ねる表現になっています。

福祉施設の認可、指導監督に係る事務についても、「第1次勧告」では「児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設に関するものは、特例市に移譲する。」と施設種別を具体的にあげていましたが、それらの表記はなくなりました。

また、施設設備の最低基準については、本年度、全社協・児童福祉部において「保育所の環境・空間に係る研究事業（福祉医療機構助成）」を行い、保育の質を維持向上しながら、子どもの機能面に着目した保育環境や空間の性能基準化など新たな基準等について調査研究します。厚生労働省としてその結果をもとに検討することとしています。

「推進要綱」および「第1次勧告」の全文、参考資料等は、下記ホームページからダウンロードできます。

内閣府 地方分権改革推進委員会ホームページ

<http://www.cao.go.jp/bunken-kaikaku/iinkai/torimatome/torimatome-index.html>

## 5 . 厚生労働省・食器等に使用される原料成分について、食品安全委員会への影響評価を依頼（7月8日）

～ Q&Aを参考に、各施設においても情報収集を ～

厚生労働省は7月8日、プラスチックのポリカーボネートやエポキシ樹脂などの原料で、一部の食品用の容器等に使用されているビスフェノールAについて、新たな対策の必要性を検討するため、食品安全基本法に基づき、内閣府食品安全委員会に食品健康影響評価について意見を求めました。今後、その結果を基に必要な対応を行うこととなります。

厚生労働省では、ビスフェノールAによる健康への悪影響を防止するための規格を設けていますが、近年、極めて低い用量の曝露により影響が認められたことが報告され、欧米諸国でもヒトの健康に影響があるかどうか評価が行われています。

あわせて厚生労働省では、妊婦や乳幼児を育てている方に対し、食生活や授乳を行う上でのアドバイスを含む、ビスフェノールAについての理解を深めるQ&Aを作成しています。

### 厚生労働省「ビスフェノールAについてのQ&A」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/index.html>

「厚生労働省トップページ」 「報道発表資料」 「2008年7月」 「7月8日」

## 全養協・全社協の動き

## 6 . 全養協・会費のご請求をお送りしました

～ 全養協活動へのご理解・ご協力をお願いします ～

平成 20 年度の全国児童養護施設協議会会費のご請求書類を、各施設にお送りいたしました。全養協活動へのご理解・ご協力をいただくとともに、期限内の会費お振込みにつきましても、あわせてご協力をお願いいたします。会費の振込期限は平成 20 年 9 月 30 日(火)でお願いしております。

なお、次の各県においては、各県養協に一括して当該県分をご請求しています。

北海道、秋田県、神奈川県（横浜市、川崎市含む）、愛知県（名古屋市含む）、兵庫県（神戸市含む）、和歌山県、広島県（広島市含む）、山口県、高知県、福岡県（北九州市、福岡市含む）、佐賀県、長崎県、宮崎県

## 7. 第62回全国児童養護施設長研究協議会・大会テーマ決定

～ 11月19日(水)～21日(金) 高知県で開催 ～

全養協では7月9日に常任協議委員会を開催し、「第62回全国児童養護施設長研究協議会」(11月19日(水)～21日(金))について、大会テーマ等を下記のとおり決定しました。

### 第62回全国児童養護施設長研究協議会

総主題 「社会的養護体制と児童養護施設の役割と責任」  
サブテーマ 「子どもの権利と養育を支える施設基準改正をめざして」

日時：平成20年11月19日(水)～平成20年11月21日(金)  
会場：高知県立県民文化ホール(オレンジホール)ほか  
研究部会：6研究部会を予定

開催案内は、8月上旬までに各児童養護施設に直接ご案内いたします。多くの施設長、職員の方々の参加をお待ちしています。

## 8. 児童福祉の実践を進める職員の研究活動に助成を行います

～ 平成20年度・植山つる児童福祉研究奨励基金募集 ～

全国社会福祉協議会では、「植山つる児童福祉研究奨励基金」を設け、児童福祉の実践処遇の仕事に情熱を燃やし、自らの技術と専門性を高めるために研究活動に励む児童福祉施設に働く職員(個人・施設・グループ・団体)に対して、研究費の一部を助成しています。

平成20年度についても、別添募集要項のとおり募集を行うこととなりました。

募集締切は平成20年8月29日(金)必着です。多くの方々の応募をお待ちしています。

募集要項は下記ホームページからダウンロードできます

全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.shakyo.or.jp/>

全国児童養護施設協議会ホームページ

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

## その他の動き・情報提供

## 9. 総務省「サービス産業動向調査」協力依頼について

国(総務省)においては、本年7月より、新たに第三次産業を対象とした統計調査として「サービス産業動向調査」を実施することとしています。

これは、統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）に基づく統計報告として行われるもので、わが国の経済のなかで約 7 割を占めるサービス業について、その動向を明らかにすることを目的としており、サービス業のうち「医療・福祉分野」として社会福祉施設等についても調査対象とされています（社会福祉施設全体で 800 施設程度）。

調査は、総務省において抽出・選定した施設等に対し、その規模に応じて文書もしくは調査員の訪問により実施され、調査期間（＝協力期間）は原則として 2 年間で、事業従事者数、月次収入等が調査項目となっています。

今般、全国社会福祉協議会に対して総務省よりこの調査への協力依頼がありました。本調査の結果は国の施策展開の基礎資料として活用されるとのことであり、各会員施設におかれましても、調査対象として協力依頼がありました場合には趣旨をご理解いただき、ぜひご協力いただきますようお願いいたします。

「サービス産業動向調査」については、下記ホームページをご参照ください。

総務省統計局ホームページ

<http://www.stat.go.jp/data/mssi/index.htm>

## 10. 全保協 『保育所における感染症の知識と対応』を刊行

全社協・全国保育協議会では、このたび『保育所における感染症の知識と対応』（B5判・58ページ／定価：700円（税込み・送料別））を刊行しました。

本書は、国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官の安井良則氏が、平成 19 年度保育所保健・衛生専門研修会で行った講義「感染症の知識と対応」の内容をまとめたものに参加者からの質問を Q & A 形式で加え、構成したものです。

保育所で必要とされる感染症の基礎知識とその対応について、分かりやすく解説したものです。母子生活支援施設でも参考となる内容です。

購入希望の場合は、下記の全国保育協議会ホームページより購入申込書をダウンロードし、FAX でお申し込みください。

全国保育協議会ホームページ

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>